

公開型地図情報配信システム導入業務委託

仕様書

令和3年8月

忠岡町 産業まちづくり部 建設課

1. 業務名

公開型地図情報配信システム導入業務

2. 業務目的

本業務は、忠岡町が保有する各種地図情報や行政情報を活用し、サーバ等の整備が不要で導入コストを抑制できるクラウド型の公開型 GIS を導入することで、住民、事業者など幅広い方を対象に各種地図情報を的確かつ迅速に提供できる環境を構築し、行政サービスの向上と業務の効率化、高度化を図るとともに、併せて、調査等を目的とした来庁者の低減とそれに伴う接触機会の縮減により、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4. 業務の施行場所

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号 忠岡町役場内

5. 業務内容

本業務は、公開型 GIS の導入を目的としたものであるが、性質上今後の保守・運營業務が付属するものであるため、これら2点について下記に仕様を表記する。

【公開型 GIS 導入に係るもの】

(1) 基本条件

- ①本システムで利用する背景地図は、都市計画図（地形図）、航空写真、受託者が調達する民間地図とする。
- ②本システムは、ハードウェア、ソフトウェア及びデータ管理・運用をインターネットでの ASP 方式とする。
- ③システムは、利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルに頼らなくても利用可能なインターフェイスとすること。本システムの利用者機能には、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、Java アプレット、.NET Framework 等の使用機種に制限を与えるようなものが無いこと。
- ④GIS 基本機能である地図の拡大/縮小や移動の表示速度やメニューボタンの操作感については、利用者が円滑に操作することができるレスポンスを有すること。
- ⑤GIS からの出力図の地図の品質について、各種図面の注記表現が、鮮明に読み取れること。
- ⑥本システムの運用性、拡張性等を最大限に高めるためデータ相互流通を考慮し、データ搭載・更新等が容易なシステムであること。
- ⑦将来的な掲載マップ数やレイヤ数の増加に対し、柔軟に対応できるシステムとすること。
- ⑧国等における地理情報関連の標準化の動向、地理情報システムの最新技術動向等を踏まえたシステムサービスを提供すること。
- ⑨外部からの攻撃や進入を防ぐため、ウイルス対策ソフトを導入する等のセキュリティ対策を講じること。

- ⑩サーバ・アプリケーションの導入、運用および、保守作業の全てについて、受託者の管理下において直接行うものとする。責任の所在が不明確とならないよう、管理体制を構築すること。24時間365日の安定運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- ⑪利用ログを取得、管理および分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。
- ⑫拡張性、セキュリティ、経済性等に配慮した機器構成ならびにパッケージ商品を選定すること。
- ⑬インターネット経由により、一般の利用者がストレス無く利用できること。想定する帯域として実行速度10Mbps程度以上の接続回線とする。
- ⑭利用者の同時接続は無制限であること。
- ⑮パソコンの他、スマートフォンでの閲覧が可能なこと。
- ⑯ベスマップは、インターネット公開など二次利用が可能なこと。ベスマップは受託者の責で指定・購入・設定すること。縮小・拡大等は多段階で縮尺変更できる仕組みであること。国土地理院の基盤地図および発注者から提供される地形図データ等が搭載可能なこと。
- ⑰本システムにオープンデータカタログサイトを実装し、忠岡町のオープンデータを公開すること。
- ⑱GISエンジン及びアプリケーションは、受託者が開発したものであり、著作権が第三者となるソフトウェアの利用がないシステムであること。
- ⑲ブラウザにて動作し、ノンプラグインにて動作可能なシステムであること。
- ⑳発注者からの操作方法や機能に関する質問等を集約、対応可能な専任オペレータによる専用サポート窓口を持ち、電話、メールにて行えること。
- ㉑データセンターの要求仕様は下記のとおりとする。
 - ア データセンターは日本国内にあること。
 - イ 施設が耐震(免震)であること。震度7以上の地震に耐えられ建物の倒壊、崩壊の恐れがないものであること。
 - ウ 防水対策が取られている事。サーバールームは、設備機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガスの消化設備を備えていること。
 - エ 避雷対策がとられていること。JIS規格に準じた避雷施設に加え、内部雷保護システムに対応した雷対策を生じること。
 - オ 24時間365日稼働対応していること。
 - カ バックアップ機器を備えていること。障害発生時には迅速にデータ復旧が可能であり、バックアップ先についてもセキュリティ対策を十分に講じていること。

②本システムの稼働要件は以下のとおりとする。

表 システム稼働要件

項目	概要
パソコン向け	OS:Windows8.1以降 ブラウザ: InternetExplorer11以降の他、Mozilla Firefox、safari、Google Chrome
スマートフォン向け	OS： iOS8.0以降、及びAndroid5.0以降 キャリア：国内の通信会社（NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI）より発売された機種で利用可能 ブラウザ： Google Chrome、Safari等、対象OSの標準ブラウザで利用可能

(2) 計画準備

本業務の仕様に従い、必要な作業、人員配置、工程等について適正な業務計画書を作成し、発注者と協議を行った上で承認を得るものとする。また、本業務はパッケージをベースとしたシステム構築であるが、システム化領域の確定、制約条件の整理、発注者が求める機能・非機能要件の整理を行うことのほか、SLA（サービスレベルアグリーメント）の水準等についても発注者と協議の上、整理するものとする。

(3) システム環境構築・初期設定

受託者は、システム構築・データセットアップに先立ち十分なシステム検証を実施した上で、本システムを稼働させるために、動作環境の設定・調整を行うものとする。

(4) データベース構築

公開型 GIS の構築に伴い、データベースの構築は以下のとおりとする。

- ①本業務を実施するにあたり、システムに搭載するデータは別紙1「搭載データ概要」のとおりとする。発注者は搭載データを Shape 形式等汎用的なデータ形式にて受託者に貸与するものとする。貸与するデータは変換をおこなってもよいが、データの破損および改変等が起こらないよう細心の注意のもとに作業を行うこと。ただし、業務期間中に整備された新しい情報等についてはシステムへの搭載に関して発注者と協議の上、対応を行うこと。
- ②Shape ファイル形式以外の情報については、受託者により、システムに搭載可能なよう、データ化をするものとする。ただし、ベンダー独自の形式で、変換不能であるものを除く。
- ③画面上に表示する際、また、印刷図として紙面に印字する際には、平面直角座標系で表示させるものとし、可能な限り測量精度を厳密に保った形での地図表現を行うものとする。
- ④関係図書が法令等で定められている情報については、その印刷書式に則った正確な色表現、ライン及びハッチングパターンを設定すること。背景地図が見づらくなならないよう忠岡町と協議のうえ着色等の調整が可能なこと。
- ⑤使用頻度の高い、標準的な A4・A3 サイズの印刷レイアウトを設定するものとする。印刷レイアウトには、地図の方位記号、縮尺、印刷日時等の要素についても印字できるよう設定を行うものとする。なお印刷レイアウトの詳細については、発注者と受託者の協議の上決定するものとする。

⑥テストサイトの構築

- ア 本サービスを開始するにあたって、テストサイトを構築し、非公開による内部検証を行うこと。
- イ その際、動作、表示内容等に不具合が発生した場合には、本サービス開始までに改善すること。
- ウ テストサイトは、関係者以外のアクセスを防止するための措置が施されたものであること。
- エ 本システムの運用開始後においては、データの更新時又はシステムの設定変更時等の事前確認として引き続き使用すること。

(5) 公開型 GIS で利用するベースマップ

以下の環境において、動作を保証すること。

①本システムで使用するベースマップは、以下のとおりとする。

ア 民間地図

- ※受託者が調達すること（Google マップ及び Google 航空写真は除く）。
- ※住所地名、目標物名称や鉄道、幹線道路、100m 毎の等高線を表示すること。
- ※一定縮尺以上（おおむね 1/10,000 以上）に拡大した場合、実際の道路幅員、中央分離帯の有無、歩道の有無、隅切等を表現した正確な道路形状を忠実に表現しているものとする。
- ※縮尺 1/2,500 以上に拡大した際には、全家屋の形状及び街区番号等を表示すること。
- ※1 年に 1 回以上の更新を行うこと。
- ※用紙への印刷を可能とする。また、忠岡町役場内での業務等において、配布資料等での使用（住民や業者への配布も含む）も可能とすること。ただし、大量かつ不特定多数への頒布、書籍、冊子等への印刷物画像提供等は除外する。

イ 都市計画基本図（地形図）

- ※忠岡町で提供する都市計画基本図（地形図）を利用できること。
- ※「国土基本図図式規定」に則った表現を行うこと。

②縮尺条件は、以下のとおりとする。

- ア 地図の縮尺は、町域全域において 1/500 以上まで拡大可能とし、表示縮尺は段階での切り替えに対応していること。
- イ 利用者が任意に切り替えできること。
- ウ 表示縮尺毎に最適表示されるように、縮尺に合わせて表示項目の間引き処理や、注記文字の配置調整等を行うこと。特に地図の拡大縮小にかかわらず、線の太さや注記文字のサイズが一定であることとし、1/25,000、1/50,000 といった小縮尺で表示する場合であっても常に視認性の高い文字サイズとさせること。

③ベースマップの切替機能

- ア 表示する主題地図情報によって、背景用の地図を切り替えることが可能であること。
- イ 精度が必要となる主題地図データを表示する場合は、背景用の地図を自動的に 1/2,500 地形図データに変更できること。

④情報の更新

- ア 常に最新の状態を保つようにし、各ベースマップとも、更新データが入手出来次第、速やかにシステムに反映すること。
- イ ベースマップの更新作業に関しては、受託者が直接行うこととする。

【公開型 GIS の運用・保守に係るもの】

(6) サービス運用体制

本サービスの運用方法等については、下記のとおりとする。

①公開型 GIS 稼働時間について

原則 24 時間 365 日とする。

②システムメンテナンスについて

システムメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、停止の 10 日前までに発注者の承認を受けた上、5 日前までに内容および期間を予告周知するものとする。ただし、緊急時を除き発注者の就業時間内の時間停止は行わないものとする。

③オンラインマニュアルについて

サービス利用者には操作方法を記載したオンラインマニュアルページを用意すること。

④サービス提供に利用するソフトウェア、ハードウェアの保守について

受託者が責任を持って定期的および随時に行うものとする。また、OS やブラウザ等ユーザー側のシステム環境について最新の製品の普及が認められる場合、速やかにバージョンアップ対応を行うこと。

⑤アクセスログ報告

ア 本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月 1 回報告するものとする。

イ 本業務終了時においては 1 年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。

ウ アクセスログに関する項目は、協議の上、決定するものとする。

⑥データ更新

搭載データについては、発注者から提供するデータの更新に伴って差し替え対応を行うこと。また、データの差し替え作業は概ね 1 年に 1 回とし、差し替え 1 回あたりのレイヤ数に関しては、搭載済みのレイヤであればその数の制限は無いものとする。

(7) 障害対応

以下の作業を受託者の責任において確実に実施すること。なお、以下に示す内容については必須条件であり、記載事項以外の内容についても忠岡町の業務に影響を与えないよう調整の上、必要に応じて実施すること。

①システムの安定的な運用を確保する対応及び、障害時の問い合わせ対応については 24 時間 365 日受け付けるものとする。

②システム障害が発生した際には、ただちに発注者へ報告するとともに、職員や住民等の利用に影響が出ないよう速やかに対処すること。システム保守体制として、障害または不具合が発生した場合は迅速な初期対応が可能であること。

③障害復旧後、障害の原因、対策方法等を取りまとめて報告書を作成するとともに、その内容について発注者に速やかに報告すること。

④ハードウェア故障、天災などの障害発生時に、短期間でシステム稼働を復旧可能とするために、本システムでデータバックアップを実施すること。データのバックアップは、日次で実施し、バックアップデータを直近 3 世代分保管すること。

6. 成果品

受託者は、成果品として以下の内容を納品することとする（書類1部、電子媒体1部）。

なお、内容等については忠岡町と事前に協議を行うこと。また、電子媒体の形式等については、忠岡町が指定する様式とする。

①システム構築

- ア 開発設計書（本業務の範囲内）
- イ 工程管理表
- ウ 月次作業報告書（運用開始まで毎月提出）
- エ 打合せ議事録
- オ その他本業務で発生した資料

②システム運用・保守（令和4年度以降 ※参考）

- ア アクセス集計（毎月提出）
- イ サービスレベル提供報告書（毎月提出）
- ウ 打合せ議事録
- エ その他本業務で発生した資料

※各種ドキュメント等の書類は Word、Excel、PDF 形式等の電子データでの納品も行うこと。

7. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、発注者と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、業務に係る最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、発注者に対して適宜報告を行うこと。
- (6) 本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものであり、受託者は本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なく公表してはならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め発注者に書面により報告し、承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

8. 提出書類

受託者は、本業務の着手に当たり、契約締結後速やかに着手届、工程表、責任者届、従事者届、経歴書、業務内訳明細書を発注者に提出し、承認を受けるものとする。また、業務完了時に、完了通知書、引渡書及び成果品を提出し、承認を受けるものとする。

9. 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行うものとし、その都度、協議簿として記録の上、担当者の確認をとるものとする。

10. 資料の管理

受託者は、本業務において発注者から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却すること。

11. 成果品検査

受託者は、本業務の完了後、発注者の検査を受けるものとし、本業務に適合しないとして修正の指摘があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

12. その他

- (1) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏をしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が自己の責任において一切を処理するものとする。
- (3) 業務完了後に、受託者の責めに帰する事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、当該業務の実施に当たっては、忠岡町個人情報保護条例（平成11年4月1日条例第9号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、忠岡町（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

- 第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管および搬送)

第3 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受託者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 受託者は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

公開型 GIS 搭載データ概要（代表的な搭載データを表したものです）

番号	地図情報の名称	提供形式
1	用途地域等都市計画情報	Shape
2	道路台帳図	GeoTIFF
3	地番参考図	Shape
4	航空写真	GeoTIFF
5	公共施設位置	Shape
6	ハザードマップ情報	Shape
7	津波浸水想定	Shape
8	洪水浸水想定区域	Shape
9	高潮浸水想定区域	GeoTIFF
10	地震被害想定図	Shape
11	内水シミュレーション	Shape
12	埋蔵文化財情報	Shape
13	農地関連情報	Shape
14	ごみ収集エリア情報	Shape
15	下水道施設情報	Shape
16	小中学校区情報	Shape
17	町内医療機関	PMF
18	福祉バスルート情報	Shape
19	福祉施設、事業所	Shape
20	観光マップ掲載情報	Shape
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		